

個人事業主の帳簿の記載・記録の保存の義務

平成26年1月から、個人の方で事業・不動産の貸付等を行うすべての方に、帳簿の記載と保存が必要になりました。

従来は、青色申告の方および白色申告の方で前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方が対象となっていました。が、事業所得や不動産所得などの業務を行うすべての方が対象となりました。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

1. 記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額等を帳簿に記載します。

納品書・請求書等でその内容が確認できるものは日々の合計金額をまとめて記載することができ、簡易な方法で記載することができます。請求書・領収書等の保存も必要になります。

2. 帳簿・書類の保存期間

帳簿、収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)7年

業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)5年

書類、決算に関して作成した棚卸表、その他の決算等の基となる書類5年

業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書等の書類5年

3. 青色申告のススメ

この規定自体に罰則はありませんが、もし税務調査があった場合、保存すべき帳簿・書類の状況に不備があり、所得をこれらの帳簿・書類により捕捉できないとなったときには、推計課税が行われます。

推計課税とは、その者の財産の状況や債務の増減、収支状況、生産量などの間接的な資料から所得を「推計」し、税額の決定(又は更正)を行うことです。

取引の事実を証明できるものがないので、「推計」により税額が決められてしまうということです。

推計課税を避けるためにも記帳及び帳簿・書類の保存は重要ですが、記帳及び帳簿・書類の保存を正しく行うのであれば、青色申告を行うことをお勧めします。

青色申告とは、原則として正規の簿記の原則により記帳するものです。

企業会計原則という経理方法のルールに従った帳簿を作成して申告する方法です。

<青色申告の主な特典>

① 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいて青色申告をされている方で、正規の簿記の原則(一般的には複式簿記を言います。)により記帳している方については、その記録に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付する場合は、

最高 65 万円を差し引くことができます。正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、最高 10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることが可能です。

② 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。なお、事業的規模でない不動産貸付業を営む方については、青色事業専従者給与の適用を受けることはできません。

※ 配偶者は最高 86 万円、15 歳以上の親族は最高 50 万円を必要経費として差し引くことができます。白色申告の場合、配偶者や親族に支払った給与を必要経費に算入することができません。

③ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方については、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます(純損失の繰越し)。また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます(純損失の繰戻し)。

※ 純損失の繰戻しは、損失が生じた年分の確定申告書を確定申告期限までに提出する必要があります。

青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の 3 月 15 日までに、「所得税の青色申告承認申請書」を所轄税務署に提出しなければなりません。

したがって、これから提出すると、平成 26 年分ではなく平成 27 年分からの適用になります。

ただし、新規開業は、開業してから 2 カ月以内に提出をすれば、青色申告をすることができます。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先